

高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワークの充実

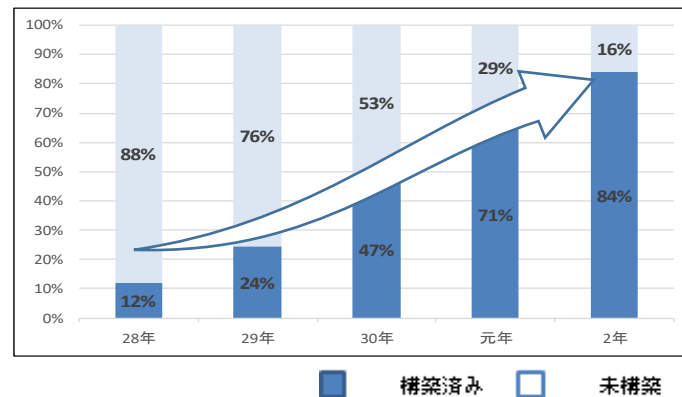
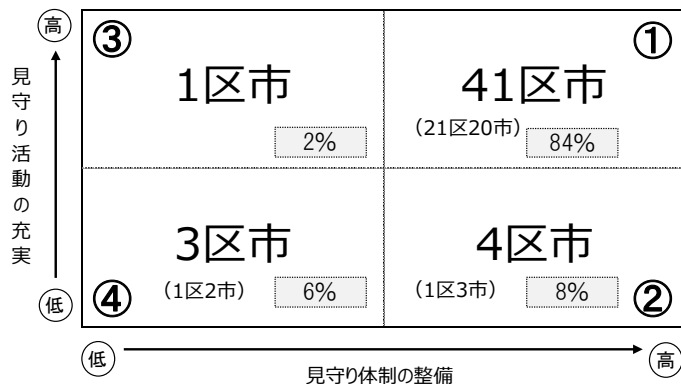
1 社会情勢と取組状況

(1) 東京の高齢者の消費者被害を取り巻く状況

- ◆令和元年度の都及び都内区市町村における高齢者(60歳以上)の消費生活相談件数は、相談全体の4割を占めている。
 - ◆相談の内容を見ると、平均契約金額が他の年代よりも高い、また、悪質性が高い「判断不十分者契約」※が年齢が高くなるほど多いという実態がある。
- ※加齢に伴う疾病、精神障害や知的障害など、何らかの理由によって十分な判断ができない状態にある者の契約

(2) 都内における見守りネットワーク構築の状況

平成28年度から進めてきた区市町村における「高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築」への支援の結果、令和2年度までに42区市町でネットワークが構築済み



2 現状認識

○被害を防ぐためには、家族や地域、介護サービス事業者などからの見守りと気づきが重要であり、区市町村に対する見守りネットワーク構築の支援をさらに充実させることが求められている。

3 今後の課題

都内全域における見守りネットワークの着実な構築



未構築自治体が令和3年4月1日現在で21自治体(区市8、島しょ部以外町村4、島しょ部9)あるが、未構築の事情が地域により異なるため、アプローチ方法等について検討する必要がある。

地域における見守り機能の向上



高齢者の消費者被害が依然として減らないことから、基礎的自治体における見守りネットワークの機能の向上が必要と思われる。

消費者安全確保地域協議会設置の推進



都内で協議会を設置している自治体が令和3年4月1日現在で7区市あり、それ以外にも協議会設置の要件を満たす自治体が多いにもかかわらず、設置数が増えていない。

4 これからの取組

(1) ネットワーク未構築自治体へのアウトリーチ訪問

見守りネットワーク未構築自治体へ引き続きアウトリーチ訪問を実施。過去のヒアリング内容も踏まえて現状を把握し、各自治体の実情に応じたきめ細かいアドバイス(福祉部門との連携方法、他区市町村の取組み事例の紹介など)を行い、ネットワークの構築につなげる。

(2) 見守りネットワークの充実

見守り人材の育成を担う高齢者見守り人材向け出前講座の充実や、福祉保健局と協力して地域における消費生活部門と福祉部門との連携強化を図るほか、宅配事業者等と連携した注意喚起を行うなど、見守りネットワークの活性化に向けた支援を行う。

(3) 消費者安全確保地域協議会設置に向けた働きかけ

協議会未設置の自治体について、その理由を分析し、必要な情報の提供や、実情に応じた適切な助言を行うとともに、必要に応じて国に対して財政面や制度面の見直しを図るよう要望を行うなど、協議会を設置しやすい環境整備に取り組む。